

国立大学法人群馬大学教職員の定年前再雇用に関する規則

令和 8. 3. 4 制定

(目的)

第 1 条 この規則は、国立大学法人群馬大学教職員就業規則（以下「就業規則」という。）第 24 条の規定に基づく再雇用に関し必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第 2 条 この規則において「定年前再雇用教職員」とは、就業規則第 24 条の規定に基づき、再雇用された者をいう。

(再雇用の方法)

第 3 条 就業規則第 24 条に規定する退職をした教職員のうち、定年前再雇用教職員として引き続き就労を希望する者については、人事評価その他の勤務実績等に基づく選考により、再雇用することができる。ただし、就業規則第 14 条第 1 号から第 3 号までの規定のいずれかに該当する場合は、再雇用しないことができる。

2 前項の規定により、再雇用する場合には、あらかじめ定年前再雇用職員の同意を得るものとする。

3 定年前再雇用職員の有期労働契約の契約期間は、採用日から満 65 歳に達する日以後における最初の 3 月 31 日までとする。

(労働条件)

第 4 条 定年前再雇用教職員の労働条件は、国立大学法人群馬大学非常勤教職員就業規則の定めるところによる。

附 則

1 この規則は、令和 8 年 3 月 4 日から施行する。

2 第 3 条第 3 項の規定にかかわらず、生年月日が附則別表左欄に掲げる期間の区分に該当する教職員（大学教員を除く。）の同条同項の適用にあたっては、同条同項中「満 65 歳」とあるのは、同表右欄に掲げる年齢に読み替えるものとする。

附則別表

生年月日	定年
昭和 40 年 4 月 2 日～昭和 41 年 4 月 1 日生	満 63 歳
昭和 41 年 4 月 2 日～昭和 42 年 4 月 1 日生	満 64 歳